

【報告】

大学と学生の大麻情勢

－大麻リスクとその対策－

北 浩樹^{1)*}, 伊藤 千裕¹⁾, 木内 喜孝¹⁾

1) 東北大学高度教養教育・学生支援機構

我が国における近年の薬物事犯情勢によれば、学生による大麻事犯の急増がみられる。そのため学生に対する大麻乱用防止の啓発活動を主体とした従来からの対策の見直しが必要と考えられる。従来は啓発用パンフレットの利用や大麻等に関するアンケートによる実態調査などを基に啓発活動が立案、実行されてきたが、本報告では実際の個別具体的な大学における大麻事件のレビューに基づいて、いわば大学における大麻リスクとも言える特徴と問題点を抽出し、大学における大麻乱用防止の具体的な対策を検討した。その結果、警察官を見かけないオープンな大学キャンパスでの大麻の授受・使用・栽培、大麻に寛容な国々からの留学生、合宿所や学生寮、大麻事件情報収集の困難さ、大学間で共有されない大麻事件情報などの大学における大麻リスクが抽出された。したがってより実効性のある対策として、大学キャンパスの定期的な巡視、留学生への教育の徹底、合宿所や学生寮での教育・監視の強化、大学間で共有できる大麻事件に関する情報システムの構築などが考えられた。

1. はじめに

1.1 大麻事犯全体の情勢

我が国における薬物事犯全体の情勢をみると、近年の検挙人員全体は横ばいが続くなか、直近の平成30年では13,862人と前年からわずかに増加している。このうち覚醒剤事犯検挙人員は9,868人と引き続きわずかに減少する一方、大麻事犯検挙人員は平成26年以降明らかな増加傾向にあり平成30年には3,578人に達し、大麻事犯検挙人員の増加が薬物事犯検挙人員全体を押し上げている¹⁾(図1)。この大麻事犯を年齢階層別にみると、50歳以上は横ばいとなっている一方、その他の年齢層は増加傾向にあり、特に30歳未満の層が急増し若年層を中心とした大麻乱用の裾野拡大が問題となっている¹⁾(図2)。このように近年になって若年層で大麻乱用が急増している原因としては、大麻の有害性を否定する誤ったインターネット上の情報や危険ドラッグからの回帰が指摘されている²⁾。

1.2 学生による大麻事犯の情勢

このような若年層に相当する学生もまた同様に急増傾向にある。学生の大麻事犯検挙人員は平成26年から明らかに増加しはじめ、平成29年には55人、平成30年

は前年比約1.8倍の100人となり大幅な増加となった(図3)。

学生による大麻事犯は、地域や入学時の難易度、国公立を問わず発生しており、決して都会や不勉強な学生が多い大学に特有ではない。これらは大学キャンパス内で売買が行われる、学生同士で使用するなど、乱用の拡大が危惧される状況にある³⁻⁵⁾。しかしその絶対数は直近の平成30年で高々年間100人¹⁾であり、実際に検挙される学生は氷山の一角に過ぎないとしても、全学生数の約290万人⁶⁾と比べると、現状の学生の大麻事犯検挙人員の絶対数はきわめて少ない。また

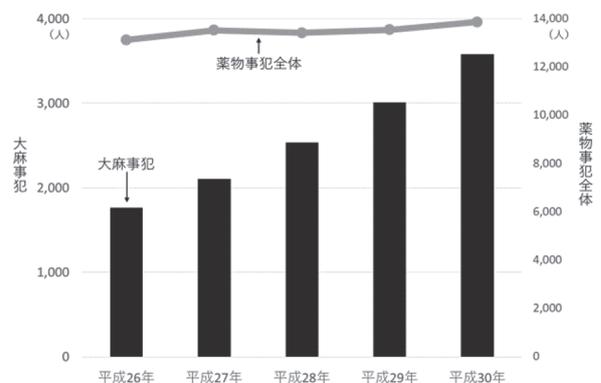


図1. 薬物事犯検挙人員の推移
警察庁の統計資料より作成

*) 連絡先: 〒980-8576 仙台市青葉区川内41 東北大学高度教養教育・学生支援機構 hiroki.kita.e7@tohoku.ac.jp

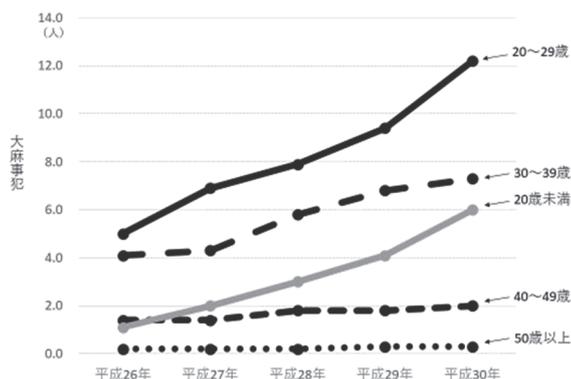


図2. 年齢層別大麻事犯検挙人員の推移
警察庁の統計資料より作成

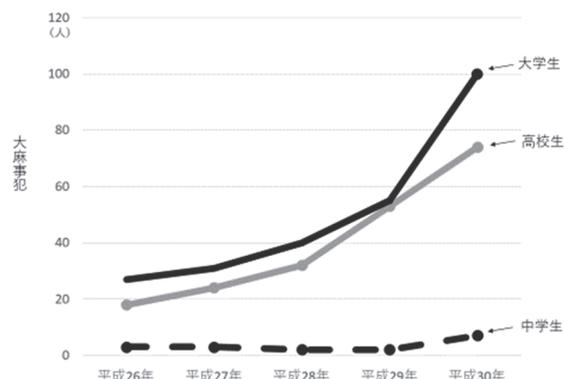


図3. 学校別大麻事犯検挙人員の推移
警察庁の統計資料より作成

大麻の生涯経験率（一生のうちに1回でも経験したことがある者の率）をみると、主要欧米諸国は20%から40%台であるの対し、日本は1%台に過ぎず⁷⁾、海外からは「薬物がこれだけ広がらない国は他に類を見ない」「奇跡の国」とも言われている⁸⁾。このように学生の大麻乱用の実態は、主要欧米諸国との比較においても過去の日本の状況との比較においても深刻なレベルにあるとはみなせないが⁹⁾、高等教育機関である大学において高度な教育を受け、次世代の社会を担う人材の問題として捉えたと決して看過できない。

1.3 学生への薬物乱用防止政策

我が国における近年の薬物乱用防止対策は、1998年に策定された「薬物乱用防止五か年戦略」を端緒として5年ごとに戦略が策定されており、直近は2018年に策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」である。この戦略を根拠として関係各省庁が緊密に連絡して、薬物の需要と供給の双方から総合的な薬物乱用防止対策を継続的に推進している。このうち学生を対象とする対策をみると、2008年に策定された「第三次薬物乱用防止五か年戦略」¹⁰⁾において、大学等における啓発、指導を充実させることが薬物乱用防止対策の一つとして初めて盛り込まれた。当時は学生による大麻事犯の報道が相次ぐなど、学生による薬物乱用が大きな社会問題となっていたことが背景にある。直近の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」¹¹⁾では、5つの戦略目標のうちの目標1において『青少年を中心とした広報、啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱

用未然防止』が掲げられており、このうち（1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実、にて

大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進

- ・大学等の学生に対して、講習会を実施する等の薬物乱用防止に関する啓発活動を推進する。（文部科学省、厚生労働省、警察庁、内閣府）
- ・大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発資料を作成、配布し、大学等に対し入学時のガイダンスにおける活用を促すなど、啓発、指導の充実を図る。（文部科学省）
- ・大学等の学生担当の教職員が集まる会議等において「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット」の活用や大学等での取組の促進について理解啓発を図る。（文部科学省）

と記されている。

大学における大麻をはじめとした薬物乱用防止教育に際しては、政府が策定した累次の「薬物乱用防止五か年戦略」や「薬物乱用防止教育の充実について（通知）」の通知に従い、文部科学省が厚生労働省、警察庁、内閣府と協力して作成した大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット、すなわち「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」¹²⁾が用いられてきた。本パンフレットの内容は（1）大麻や危険ドラッグ等の薬物の写真及び危険性、有害性、（2）薬物は人生をこわす！（3）大麻や危険ドラッグを誤解していませんか？（4）薬物は社会をこわす！（5）薬物乱用のQ&A、から成

るもので、薬物乱用防止教育を行う上での必要不可欠な情報が盛り込まれている。

1.4 啓発推進活動の限界

学生への薬物乱用防止対策は、2008年に策定された「第三次薬物乱用防止五カ年戦略」以来、啓発推進活動を主体として行われている。しかし学生による現状の大麻事犯の急増傾向¹⁾は、従来の啓発推進活動を主体とした薬物乱用防止対策の限界を示唆しているように感じられる。ただし大麻をはじめとした薬物の乱用に対しては、薬物に手を染めることそのものを防止する一次予防、すなわち啓発、予防教育が対策の第一選択¹³⁾であることは論を俟たない。特に大麻をはじめとした薬物が、すでに社会やキャンパスに広く出回ってしまったことで一次予防教育が破綻した主要欧米諸国と異なり、きわめて低い大麻の生涯経験率を誇る我が国では、未だ一次予防教育の有効性は色褪せていない。しかし学生による現状の大麻事犯の急増傾向¹⁾を鑑みると、より一層踏み込んだ付加的な薬物乱用防止対策の検討が必要と思われる。さらに言えば、大学入学前の中学・高校でも薬物乱用防止の啓発推進活動が行われているにも関わらず、中学生から徐々に大麻容認への意識変化がみられ、かつ周囲の大麻使用者と大麻使用に誘われる機会が増加している¹⁴⁻¹⁶⁾。特に高校生での大麻容認意識の高まりは大麻の危険性・有害性に対する認識が低下していること示唆しており¹⁷⁾、事実として高校生は大学生と同様に大麻事犯検挙人員が急増している¹⁾。このような中学生・高校生の一定割合が将来的に大学に入学することから、今後も学生による大麻事犯の増加傾向は続くものと考えられる。このことから累次の「薬物乱用防止五カ年戦略」に基づく従来の啓発推進活動を主体とした薬物乱用防止対策から、より一層踏み込んだ付加的な薬物乱用防止対策の検討が必要と思われる。

2. 学生と大麻との関わりの調査

2.1 アンケートによる意識調査

大麻乱用防止教育を行うに際して、学生の大麻などの薬物に関する意識を明らかにするためにアンケート調査が行われている¹⁸⁻²²⁾。学生の大麻に関する意識は、

このようなアンケート調査から概略を伺うことができる。これらのうち最も信頼性が高いと考えられ、2009年から毎年行われている国内最大規模となる関西4大学合同調査の直近版(2019年、回答学生:22,968人)²²⁾によれば、薬物乱用問題については「あまり関心がない」「ほとんど関心がない」の合計(39.3%)が「非常に関心がある」「ある程度関心がある」の合計(34.3%)を上回っていた。薬物の使用については「どのような理由であれ、絶対に使うべきではないし、許されることではない」は90.4%、「他人に迷惑をかけるのでなければ、使うかどうかは個人の自由である」は8.2%であった。また薬物の「購入を勧められたことがある」は0.5%、「使用を誘われたことがある」は1.2%、さらに周囲に薬物を所持したり使用したりしている(いた)人が「いる(いた)」は3.8%で、このうち大麻は50.7%であった。また薬物の入手可否について「手に入る」は17.7%、「難しいが手に入る」は37.8%であり、これらの学生のうち「インターネットなどで探せば見つけることができるから」は84.9%、「インターネットなどで販売されているのを見かけたことがあるから」は4.7%であった。なお大麻を知っている学生は93.6%であった。このように大麻をはじめとした薬物乱用問題に関心をもっている学生は一定数存在するものの、関心を持っていない学生が依然として多数といえる。このような現状のもとで、使用については個人の自由であると捉えている学生や、周囲に薬物を所持したり使用したりしている学生を知っている学生が少数ではあるが存在している。またインターネットが社会に深く根付いた現在においては、薬物の入手は困難であるものの探せば手に入るという感覚を持っている学生が多いことが明らかとなっている。

2.2 大麻事件の収集

学生への大麻乱用防止教育を推し進める観点から言えば、上述の意識調査は必要不可欠である。なぜなら大麻の意識調査を基に大麻乱用問題に関して社会的な動向を注視し、学生はどのような情報に接しているのかについて、その情報源や内容を分析し、さらに現在の学生に不足している知識を把握することで、現実に即した効果的な大麻乱用防止教育を立案、実行できる

からである²²⁾。しかし学生が起こした個別具体的な大麻事件の事例は意識調査では把握できない。実態調査は学生が大麻事件を起こす事前の実態を明らかにするだけで、事後の実態を明らかにできない。したがって実態調査に加えて、個別具体的な大麻事件の事例を収集し調査、検討することによって、大学という環境の実情に即したより具体的な学生による大麻事件防止策の立案、実行が可能となる。

3. 大麻事件調査とその意義

3.1 大麻事件調査報告の限界

学生による大麻事件を大学が調査した報告は、我々が検索した限りでは、当該大学によって公表された関西大学²³⁾と西南学院大学²⁴⁾の2例に過ぎず、事件の詳細が大学によって公表されることは稀である。その理由は大学が自らの評価を毀損する事件の詳細な公表を忌避するであろうことに加えて、大学には警察のような捜査機関とは異なり捜査手段や捜査権限がなく、報道機関のような取材手段もないことから、事件の詳細を明らかにすること自体が困難であるためと考えられる。そのためか大学は発覚した自らの大学の大麻事件について、ほとんどの事例で事件発生の際の簡潔な事実と謝罪を公表するに過ぎない(図4)。また後述するが、発覚した大麻事件が自らの大学の学生によることを把握していない事例すらみられた。

3.2 大麻事件調査の意義

このように大学によって大麻事件の詳細が明らかにされることは稀であるため、通常は他の犯罪、事件と同様にメディアの報道によって学生による大麻事件が明らかにされることが多い。そのため我々は新聞報道を基に学生による大麻事件を収集し検討を行った結果、学生、研究生、教職員による学内外での所持、譲渡、譲受、栽培、使用、密輸入などが幅広く報道されていたこと、行政府や学生による学内外での啓発促進活動が紹介されていたこと、外国人教員、留学生による事件が比較的多いと考えられること、新聞は警察への取材も併せて事件を個別具体的に報道することから、有効な調査資料となることなどを明らかにした³⁵⁾。しかし我々が検索した限りでは、他の報告は学

大麻取締法違反(輸入)容疑による外国人留学生の逮捕について

2011年8月8日 17:00

下記のとおり、本学の外国人留学生が、大麻取締法違反(輸入)容疑で逮捕されましたので、お知らせいたします。

[事件の経緯]

本学の海外の学術交流協定校からの交換留学生が、8月3日、大麻取締法違反(輸入)容疑で逮捕されたとの連絡を警察から受けました。

現在は取調べ中とのことですが、事実とすれば極めて遺憾なことです。

本学では、再三にわたり禁止薬物に関する注意喚起を行ってきたところですが、大麻等の禁止薬物の輸入は重大な犯罪行為であることを踏まえ、あらためて大学全構成員に対し注意喚起することとします。

本学外国人留学生の逮捕について

本学の外国人留学生が、大麻取締法違反(輸入)容疑で逮捕されました。

本学においては、学生に対してオリエンテーション等の機会を通じて、禁止薬物の防止について指導してきたところですが、本件が事実であるとすれば、極めて遺憾であります。

当該外国人留学生に対しては、警察による捜査状況を踏まえたうえで厳正に対処していく所存です。

今後、このようなことが二度と起こらないよう、指導を徹底してまいります。

図4. 大学による大麻事件の公表例

東北大学のホームページより

生による大麻事件を報じる新聞記事の見出し数件を列挙した1件¹⁹⁾のみに過ぎず、大学における個別具体的な大麻事件を詳細に収集、検討した報告はみられなかった。したがって大学における大麻などの乱用問題を扱った報告は、アンケート調査や行政府などによる統計資料の論考、および個別具体的な事例に基づかない抽象的な一般論が多く、具体的な対策に言及することもほとんどない。

また先述のように大麻事件は自らの大学の事件でさえ詳細の調査が困難で、いわんや他大学で発生した事件はさらに調査し難い。さらに現状では他大学での大麻事件の情報を全大学が共有できるシステムも存在しないことから、他大学の事例を自らの大学の大麻乱用防止対策に有効活用できない。

本報告では、まず新聞記事から得た大学における個別具体的な大麻事件のレビューを行い、次にこれらの特徴と問題点を明らかにしたうえで、さらに大学における具体的な大麻乱用防止対策の検討を行う。

4. 大学における大麻事件の事例

ここでは大学における大麻事件の事例を、まず象徴的な2例、次に各事件の特徴によって区分した項目ごとに提示する。提示する大麻事件は1997年から2018年の読売新聞、朝日新聞、毎日新聞の記事から検索し選

扱ったものである。なお固有名詞は既にマスメディアである新聞記事として公表されていることから原文のままとした。

4.1 大学における大麻事件として象徴的な2例

4.1.1 関西大学の大麻事件（2008年）

工学部学生が大麻取締法違反（営利目的所持、営利目的譲り渡しなど）で逮捕、次いで文学部学生も大麻取締法違反（譲り受け）で逮捕された事件である。関西大学の千里山キャンパスなどで約3年間にわたり在学生や卒業生12人を含む40人前後に大麻を販売したもので、関西大学の一部学生に大麻が横行していたとされた。工学部学生は大麻を密売人から購入して使用し始めたが、後に購入した大麻を自ら販売するようになった。また大麻の販売を止めた時期があったものの、自ら大麻を使用することは止めなかった。最終的には、工学部学生から大麻を購入したとされる関西大学生や高校生ら計約10人が逮捕された。本件は大学キャンパス内で大麻が売買、使用され、学内で大麻が横行し、学生のみならず卒業生や学外者を含めて多数の逮捕者が出たこと、より悪質な麻薬特例法違反（業としての譲渡）が適用され実刑判決が出たことなどから、大学における大麻問題が社会から注目される発端となった事件といえる。

工学部学生の供述として「学内で卒業生や在校生に大麻を密売した」「白昼、学内で購入した学生らと一緒に吸うこともあった」「買いたい人に売っただけ」「大学には大麻を吸う人がたくさんいるので、すぐ売れる」「買った直後に学内で吸い始める客もいた」などがあった。また判決文中では「警察の摘発を逃れるため大学構内を受け渡し場所とした」「密売で得た利益は、生活費をまかなえるほどだった」「大学内で受け渡しをするなど大胆かつ悪質」「害悪を社会にまき散らしており刑事責任は重い」「浅はかな考えから害悪を社会にまき散らした犯行は大胆、悪質で、刑事責任は重大」「まだ若いことや反省していることを考慮しても実刑はやむを得ない」とされた。

4.1.2 関東学院大学ラグビー部の大麻事件（2007年）

ラグビー部の部員が大麻取締法違反（栽培）で逮捕

された事件である。ラグビー部の学生寮として部が合宿所の近くに借りたマンションの押し入れで部員のルームメイト2人が大麻草を栽培し、収穫した大麻草を夏休み中に使用した。体育会系特有の「上下関係」と罪悪感に乏しい若者の「軽いノリ」が指摘されており、合宿先や学生寮の自室に他の部員を誘い入れ「仲の良い部員や、吸わせたら面白くなりそうな部員を誘った。テレビゲームをしていて、その場の雰囲気吸うこともあった」と供述したという。また他の部員12人の供述として「先輩の誘いを断れなかった」「酒を飲む感覚だった」などがあった。

本件は学生による大麻事件としては、おそらく最も多く最も長期間にわたり報道された。このようなスポーツ強豪校の大学運動部が関連する事件では、大麻栽培、使用の事実のみならず運動部を取り巻く社会環境の全てが報道対象となることから報道が過熱する傾向がある。また強豪校の体育部では学生が合宿所、学生寮に居住することが多く、そこには独特の仲間意識や先輩後輩の上下関係などの閉鎖的環境があり、また外部からの監視も十分に行き届かない。このような大学の合宿所、学生寮はいわば大麻リスクが高いと考えられ、通常の学生寮でも同様である。同様の事件としては、日体大陸上部合宿所を舞台とした大麻栽培、使用事件（2009年）がある。本件は社会的に人気の高い箱根駅伝のシード権剥奪の裁定が下がったことから、事件後長期間にわたり報道が続いた。このような大学の広告塔ともいえる運動部が大麻事件を起こすと、評価は一転して興味本位で扇情的に報道されることがある。その場合は大麻問題、ましてや学生の健康問題ですらなく不祥事として扱われ、大学の社会的信頼を大きく毀損する。そのため本質的ではないが、このような観点からも大学のリスク管理としての大麻乱用防止対策が求められる。

4.2 栽培

大麻取締法は大麻の譲渡し、譲受け、所持、輸出入のみならず不正栽培も対象としている。学生または大学が関連した大麻栽培としては以下の事件などがあった。①学生が大学所有地にて栽培：丘陵地で栽培（第一工業大、2008年）、雑草地で栽培（高知大、2010年）。

②学外者が大学所有地にて栽培：雑木林で飲食店従業員が栽培「人目につかない場所を選んだ」と供述（北大, 2015年）. ③学生が自身のアパートなどで栽培：最初は大麻を購入していたが、費用がかさみ摘発される可能性も高いことからマンションのベランダなどでプランターを使って栽培（九州産業大, 2003年）, 購入より自分で育てた方が安く上がると栽培（関東学院大, 2008年）. ④学生が大学所有地以外の土地にて栽培：畑で大麻草を栽培（九州産業大, 2003年）.

大麻は世界各地で室内も含め栽培が容易で生産性が高く、大麻草1本の中で薬物として利用できる量が多い。そのため多くの大麻乱用者が必要な量を栽培することができて、日本の学生も実際に栽培している。大麻の栽培を行う理由として、購入するよりも安価に入手できること、購入、譲受け時の危険を回避できることが挙げられる。

大麻栽培の場所は、屋内栽培が87.0%、屋外栽培は13.0%と屋内栽培が圧倒的に多く、一戸建て住宅、アパート、マンションが全体の75.0%を占め、住居を利用した大麻栽培が圧倒的に多い。従来は自己使用を目的とする小規模な大麻栽培を行っている者が多数を占めていたが、大麻は覚醒剤などと異なり密輸入を介さずに大量に入手、増殖できることから、最近では営利目的で大規模に栽培する者の割合が増加している。また営利目的の大規模な大麻栽培は暴力団構成員等に関わるものが7割以上を占めていることが判明しており、組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源となっていることが伺われる¹⁾。学生が関与した事例は確認できなかったが、学生がこのためのバイト人員として利用されないように注意が必要である。また自家栽培、

自己使用の大麻事犯は外部から発見されにくく摘発が困難であるため、潜在的な大麻事犯が増加している恐れがあり、アパートなどでの一人暮らしが多い学生にあっては特に注意が必要である。

4.3 密輸入

以前の我々の調査^{3,5)}で報告した密輸入事件19件のうち、日本人学生によるものは11件、日本人学生と留学生の共謀によるものは1件、留学生によるものは7件であった。方法は日本人学生では旅行先からの持参・発送、留学先からの発送。留学生では出身国から自分で発送、知人から発送、旅行先から発送などであった（表1）。

日本における全学生数約290万人（2018年）⁶⁾のうち留学生数は約14万人（2018年）²⁶⁾、すなわち5%にも満たないことから留学生による大麻の密輸入の割合は著しく高いといえる。その背景として、留学生の出身国である海外では大麻が非犯罪化されていたり、犯罪であっても実際は高い経験率であったりと、日本とは全く異なる大麻使用に寛容な国々の存在が挙げられる。また仕出国別でみると、ともに欧米の大麻に寛容な国々が多かった。

学生による事例は確認できなかったが、密輸入に関連して注意すべき役割として運び屋の存在がある。運び屋とは航空機などを利用して薬物を密輸する役割を担う者をいい、薬物犯罪組織とつながりの薄い者がこれに当たることが多い。携帯密輸の手口のほとんどは運び屋によるもので、薬物犯罪組織は組織と関係のない旅行客を運び屋に勧誘することがある²⁷⁾。学生は旅行、留学、学会出張などの海外渡航の機会もあること

表1. 学生による大麻密輸入事犯（1997-2016年、読売新聞の記事検索結果より）

大麻密輸入事件（件）	国籍（人）	仕出国（件）	方法
日本人（11）	日本（11）	米国（4）、インド（2）、カナダ（2）、シンガポール（1）、オランダ（1）、タイ（1）	旅行先から持参・発送、留学先から発送
日本人と留学生との共謀（1）	日本（3）、マレーシア（1）	オランダ（1）	旅行先から発送（首謀者は日本人）
留学生（7）	米国（3）、モロッコ（1）、スペイン（1）、オランダ（1）、不明（1）	米国（2）、タイ（1）、モロッコ（1）、スペイン（1）、オランダ（1）、バングラデシュ（1）	出身国から発送、知人から発送、旅行先から発送

北ら、学生の大麻乱用に関する新聞報道。2017.より

から、運び屋にならないために、海外旅行の際は不用意に他人から荷物やお土産を預からない、運ぶだけで報酬といううまい話に乗らない、1回だけなら捕まらないと安易に考えないなどの教育が必要である。

4.4 留学生による大麻事件

密輸入と同様に留学生による大麻事件は比較的多い。特徴は日本国内での譲渡し、譲受けというよりは、留学生自身による密輸入大麻の所持、使用が多いことである。その背景としては密輸入と同様に一部の留学生の出身国が大麻使用に寛容であることが挙げられ、留学生は日本国内においても大麻リスクが高いと考えられる。学生による大麻問題が社会問題となった2008年の時点で、早稲田大では2004年以降に大麻事件で逮捕された7人中3人が留学生だったとの報道もあり、留学生による大麻事件は以前から比較的多かったことが伺える。外国人の国籍、地域別大麻事犯検挙人員(2018年)¹⁾をみると、ブラジルの63人が最も多く、次いでアメリカが39人、韓国・朝鮮が36人となっている。学生の大麻事犯では欧米をはじめとした国々が多かった。ここで高等教育機関(大学、短大、高専、専修学校、準教育機関)における留学生の出身国は中国が最も多く4割余りを占め²⁾、大学でも同様であると考えられるが、最も多い中国からの留学生による大麻事犯はほとんどみられなかった。中国の薬物事犯は死刑を含む重罪であることが背景にあると考えられる。

大麻事犯に関連した留学生の印象を記した報道として ①日本人学生による留学生の印象：国際教養学部は留学生が多く、夏休みなどに帰国し大麻を持ち帰っていると、うわさになっていた(早稲田大、2008年)。②留学生による日本の印象：キャンパス内で大麻草を栽培したことについて「日本では誰も大麻草のことを知らないで、ばれないと思った」(愛媛大、2010年)。③横浜税関監視部による留学生の印象：大麻はオランダや北アメリカ地域から留学生などが手荷物の中に隠して持ち帰るケースが多く「罪の意識がなく、摘発されてから後悔する若者ばかりだ」(2005年)などの報道がみられた。

4.5 暴力団との関連

暴力団構成員などによる薬物の密売事犯や大麻の栽培事犯が相次ぐなど、暴力団などが薬物の流通などに深く関与している¹⁾。しかし学生による大麻事犯と暴力団との関連を示す事件は、大麻取締法(譲渡)で逮捕された暴力団員から購入した大麻を所持していた学生が大麻取締法違反(所持)の現行犯で逮捕された事件(東北芸術工科大、2007年)の1件のみが確認できた。したがって大麻に関しては暴力団と学生との関係はきわめて薄いと思われる。

2018年の暴力団構成員等の検挙人員¹⁾は薬物事犯全体では検挙人員の39.4%(13,862人中5,457人)、大麻事犯では21.3%(3,578人中762人)を占めるが、薬物事犯、検挙人員に占める割合はとも減少傾向にある。注目すべきは大麻における暴力団構成員等の構成比率が最近の4年間で6.2ポイントも低下している点で、このことは大麻と暴力団等との関連が希薄化し、学生がより手軽に大麻を入手できることにつながることに留意すべきである。

5. 大学における大麻リスクとその対策

大学における学生生活は、規則正しい高校生の生活、あるいは受験勉強のための浪人生の生活から一変する。自由で開放的な大学の雰囲気なかで、自由時間が多く、バイト仲間なども含め交友関係と行動範囲が拡大し、繁華街に出かけたり、一人暮らしを始めたり、運動部では寮生活が始まったりする。このような環境の変化は大麻乱用の誘いとなりかねない。また国際化によって大麻に寛容な国々からの留学生との出会いや海外旅行などで、好奇心旺盛な学生は大麻との接点が増大する。また大学キャンパスの環境をみると、学外へ解放されており夜間も出入自由で、警察官も見かけないことから、監視は緩いように見える。さらに広大な大学キャンパスには人影のない空地もあり大麻栽培ができそうである。つまり大学キャンパスの環境は学生からみれば安全で、大学からみれば監視が困難といえる。このような状況下で、実際にキャンパス内で大麻の授受、売買、使用、栽培が行われていることから、大学特有の特徴と問題点、換言すれば大学における大麻リスクが存在すると考えられる。以下の項に大学に

おける大麻リスクとして、オープンな大学キャンパス、大学と警察、留学生、合宿所、学生寮、および事件情報の収集の困難さを列挙し、各々に対する具体的な対策について検討を行う。

5.1 オープンな大学キャンパス

多くの大学では大学キャンパスに誰もが自由に出入り可能となっている。このような状況は地域社会と一体化したオープンな大学キャンパスのイメージを現出する一方、大学キャンパス内の安全、安心、とりわけ夜間、深夜の防犯の観点からみると問題、すなわち大麻リスクをはらんでいる。大麻の譲渡や使用はこのような不特定多数の人々が行き交う大学キャンパス内でも行われており、管理、警備体制の構築が望まれる。例えば特に夜間における巡視、学生の出入りの多い場所や多くの学生が滞留している場所の重点警備などが必要である。さらに広大な大学キャンパスを有する大学では、雑草地や雑木林、遊休地などの空地もあり、このような土地で大麻の不正栽培が行われていた事例があった。雑草地や雑木林、遊休地などを含む全ての大学所有地での大麻栽培の監視は困難であるが、定期的な巡視などが望まれる。

5.2 大学と警察

学生の大麻使用者の思い込みとして、大学キャンパス内では警察に逮捕される心配がなく、使用していても周りが関心を示さないなど、大学キャンパスが大麻の授受、売買、使用の場所として安全であるとの印象がある。また学生に大麻を密売していた売人が路上や電話注文による宅配で密売するよりも、大学キャンパス内で密売する方が安全に売買できたと供述した事例もある。例えば関西大学の大麻事件(2008年)では「学内なら警察の目が届きにくいので、安心して売り渡せると思った」「大学の自治があり、警察はキャンパス内に入ってこないと思った」、さらに大学キャンパスがオープンであることにも関連して「キャンパスは夜間も出入りでき、警察のパトロールもないので安心だった」との供述も残っている。また他の大麻事件に対して「大学は市民の目が届きにくく、治外法権的側面がある。犯罪に対する社会の抑止力が効かなかった

ことも一因」(2003年)とのコメントが寄せられていた。

大学における学問の自由を守るためには「大学の自治」の保障が必要とされるため、警察官が大学キャンパス内に立ち入ることが議論の対象となる。しかし大学は治外法権を有するものではない以上、一般に警察権行使の対象となる。適時適切に身分、目的を明示した警察官の学内への立ち入りを、大学側が大学の自治を理由にして拒むことはできない。当時の関西大学学長による「キャンパスを治外法権のような場所と思ったのか、本当に残念だ。世間をお騒がせして申し訳ない」(関西大、2008年)との発言も残っており、当然ながら大学に治外法権はない。しかし事実上、大学キャンパス内を警察官が定期的に巡視することは考え難いため、大学教職員による巡視が望まれる。

5.3 留学生

日本政府は2008年から「グローバル戦略」展開の一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」を掲げており、近年、留学生が急増している。2018年5月の時点で、留学生総数は298,980人と目標はほぼ達成しつつあり、同時期の大学の留学者数は135,041人に達している。千人以上の留学生が在籍する大学は27校、二千人以上では12校あり、最多の早稲田大では5,412人の留学生が在籍している²⁶⁾。先に留学生は日本において大麻リスクが高いと述べた。したがって多数の留学生が在籍する大学は言うに及ばず、学生の出身国が大麻に寛容である場合、日本の厳罰主義の法律を十分に理解しておらず罪の意識が薄いと思われることから、留学生の出身国とは異なる日本の法律を徹底させることが必要である。具体的には留学生を対象とした外国語版の大麻乱用防止の啓発資料の作成や、留学生対象のセミナーを開催することなどが考えられる。

5.4 合宿所、学生寮

関東学院大学ラグビー部(2007年)における大麻事件の項で述べたように、合宿所や学生寮では独特の仲間意識や先輩後輩の上下関係などの閉鎖的環境があり、外部からの監視も十分に行き届かないことから、大麻リスクが高いと考えられる。加えて、特に留学生

が居住する学生寮ではさらに大麻リスクが高まると考えられる。

実際、大麻ではないものの東北大学の学生寮において留学生による集団ヘロイン、コカイン、合成麻薬事件（2017、2018年）がみられた。留学生がヘロインや合成麻薬を隠した郵便物を英国から学生寮の自室に送らせ、自室から麻薬が見つかり逮捕された事件で、翌年、この留学生からコカインを譲り受けたとして他の留学生6人も逮捕された。これらの麻薬は市内のナイトクラブをはじめ学生寮でも使用されていた。本件は7人もの逮捕者を出したことで、その全てが留学生であったこと、大学所有の留学生向けの学生寮が主な授受、使用場所となったこと、その学生寮で違法薬物が蔓延したこと、日本学生支援機構による東北大学の交換留学生への一部の奨学金停止にまで波及したことなどを特徴とする前代未聞ともいえる事件である。ここで本報告が明らかにした大学における大麻リスクの観点から本件の問題点を挙げれば、第一に、逮捕された学生全員が留学生であった留学生リスクがある。逮捕された留学生らは出身国とは異なる日本の厳罰主義の薬物に対する法律を十分に理解せず、また異国の地で羽を伸ばし学生生活を送ろうとしたためか法令遵守義務をいささか欠いていたと考えられる。第二に、学生寮が主な授受、使用場所となった合宿所、学生寮リスクがある。特に本件は留学生専用の学生寮であることから、留学生同士という独自の仲間意識と閉鎖的環境も相俟って、日本人である大学スタッフによる外部からの監視が十分に行き届かなかったと考えられる。第三に、留学生リスクと合宿所、学生寮リスクの複合がある。複数のリスクが重なり合うことで大麻リスクが相乗的に高まったと考えられる事例である。東北大学による本件の対策は、奨学金停止の件もあって留学生の受け入れの際の審査体制の強化、留学生への薬物禁止に関する教育、指導や管理を徹底した。例えば、日常生活に関するオリエンテーションで「薬物問題」も大きなテーマとして扱われ、学生寮ではアドバイザーと呼ばれる指導役の学生を増やし少人数での事件の学習会も開いている。このように合宿所、学生寮では東北大学の例にみられるような特別の配慮、教育、監視の強化が必要といえる。

5.5 事件情報の収集は困難

これは学生というよりはむしろ大学側の問題であるが、学生による大麻事件が発覚した際の大学の対応の問題点を指摘したい。危機管理の観点から、大学は事件発覚直後から事件の正確な情報を短時間で収集、分析し、学内外への正確な情報発信、遺憾表明と謝罪が必要となる²⁸⁾。しかし大学には警察や麻薬取締部のような捜査手段や権限がなく、また新聞をはじめとした報道機関のような取材手段も経験もない。そのため学生による大麻事件の発覚を報道によって初めて知ることも多く、取り急ぎ警察や麻薬取締部に事件の詳細を問い合わせても、学生が未成年者であることや捜査情報であることを理由に拒否されることがある。福岡県西警察署副署長による「大学は研究機関という側面もあり、純粋な教育機関である中学、高校とは事情が少し違う。特定したいならば、内部調査で対応してもらうしかない」（2008年）との当時の見解も残っている。

事件報道を受けた後の大学の対応として、名前が公表された成人の学生から大学が事情聴取をして、名前が公表されず不明であった未成年の学生を特定した事例（九州産業大、2008年）、大学側の照会に対し学生が未成年者であることを理由に県警から回答を得られなかったため学生を特定できず、学内処分や有効な再発防止策が取れない状況が続く事例（九州大、2008年）、逮捕された男から学生が大麻を購入したことが県警の捜査で判明したが、購入した学生を特定できずに学内処分ができなかった事例（九州大、2005年）、逮捕された学生による「大学の図書館の読書室や学生会館の会議室で吸った」との供述の報道を手がかりに、学内の調査委員会が図書館や会議室の利用者名簿から逮捕された学生を特定した事例（法政大、2009年）などがある。さらに県警での大麻汚染防止対策会議にて「学生が逮捕された際は、匿名で構わないので動機や入手先を教えてほしい」と訴える困惑した大学の実情も報道されている（福岡県警本部にて、2008年）。また逮捕された学生の自宅を捜索した際に大麻吸引に関する証拠品は発見されなかったが、学生が「大学職員から先輩の逮捕を聞かされ、大麻の吸引に使う金属製パイプを処分した」と供述したことから、大学職員による大学独自の調査が証拠隠滅に繋がったとの疑義が

もたれた事例（九州産業大, 2003年）もあり, 軽率な大学独自の調査が思わぬ疑義を引き起こすことがある。このように自らの大学であっても大麻事件情報の収集は困難で, また他大学の大麻事件情報を参照できる資料もシステムも現状では存在しない。したがって大学間で共有できる大麻事件に関する情報システムの構築ができれば, より実効的な大麻乱用防止対策の立案と実行, 大麻事件発覚後の対応の際に有用となると考えられる。

このように大麻事件の対応に際しては, 捜査権限がない大学の調査には一定の限界があることから, 大麻事件は捜査権限を有する警察, 麻薬取締部において解明されるものである。しかし, このような限界や制約を理由として大学独自の調査をせずに処分を行うだけであれば, 大学が自浄努力を放棄したことにもなる。ここに明解な一般解はなく各大学が状況に応じて対応するほかない。

6. まとめ

大学における大麻乱用防止に関する啓発活動は, 第三次以降の累次の「薬物乱用防止五か年戦略」の政策に基づいて, 「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」¹²⁾などの啓発用パンフレットなどを用いて啓発推進活動を主体として行われてきた。またアンケート調査¹⁸⁻²²⁾によって大麻に関する学生の意識も明らかにされ, その結果が大麻乱用防止の啓発活動に反映されているものと考えられる。しかし近年, 学生による大麻事犯は急増しているのが現状である¹⁾。そのため本報告では学生による個別具体的な大麻事件のレビューから, いわば大学における大麻リスクとも言える特徴と問題点を抽出し, 大学における大麻乱用防止の具体的な対策を検討した。

その結果, 警察官を見かけないオープンな大学キャンパス, 大麻に寛容な国々からの留学生, 閉鎖的で管理の行き届かない合宿所や学生寮, 大学による事件情報収集の困難さ, 大学間で共有されない大麻事件情報, などの大学における大麻リスクが抽出された。これらの対策として, 大学キャンパスの定期的な巡視, 厳罰主義である日本の大麻取締法について留学生への教育

の徹底, 合宿所や学生寮での教育の徹底, 監視の強化, 大学間で共有できる大麻事件に関する情報システムの構築などが考えられた。

留学生および合宿所や学生寮で生活する学生への教育の徹底は従来の啓発推進活動の延長線上にあるが, 対象を個別化することで教育内容を最適化し効果的な啓発推進活動が可能となる。

これらの対策は従来の啓発推進活動を主体とした「薬物乱用防止五か年戦略」から, 一層踏み込んだ具体性のある付加的な薬物乱用防止対策として機能するものである。ただ, これらは大学による学生への関与を強化するものともいえるが, 明白な違法行為である大麻乱用が大学キャンパスで行われていること, 合宿所や学生寮は大学施設であること, 全ての対策は大学キャンパス・大学施設内で行われる違法行為に対するものであることなどから, 大学生活と無関係な学生のプライベートな生活にまで大学が強く関与するものではない。むしろ国政による「薬物乱用防止五か年戦略」に基づく正当かつ適切な対策であり, 講義だけではない社会から期待される大学としての責務を果たそうとするものである。

参考文献

- 1) 警察庁 (2019)「平成30年における組織犯罪の情勢【確定値版】」,
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/sotaikikaku04/h30.sotajousei.pdf> (閲覧2019/11/1).
- 2) 厚生労働省 (2017)「大麻を巡る現状」,
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000193683.html> (閲覧2019/11/1).
- 3) 北 浩樹ら (2017)「学生の大麻乱用に関する新聞報道」,『第55回全国大学保健管理研究集会東北地方研究集会報告書』, pp. 12.
- 4) 北 浩樹ら (2018)「近年における大学での大麻関連事例－最近5年間の新聞報道より－」,『第56回全国大学保健管理研究集会プログラム, 抄録集』, pp. 92.
- 5) 北 浩樹ら (2018)「学生と薬物乱用－特に大麻について－」,『東北大学保健管理センター年報』平成30年度版, pp. 3-15.
- 6) 文部科学省 (2019)「II 調査結果の概要」,

- http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afeldfile/2019/08/08/1419592_3.pdf (閲覧2019/11/1).
- 7) 厚生労働省 (2018)「主要な国の薬物別生涯経験率」, <https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/torikumi/dl/index-05.pdf> (閲覧2019/11/1).
 - 8) 丹内敦子 (2018)「麻薬規制「奇跡の国」」, 『朝日新聞グローブ』(12月2日), 7面.
 - 9) 小野田博通 (2009)「大学生薬物事犯の現状」, 『大学と学生』5月号, pp. 40-47.
 - 10) 厚生労働省 (2008)「第三次薬物乱用防止五か年戦略」, https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/3_5strategy.pdf (閲覧2019/11/1).
 - 11) 厚生労働省 (2018)「第五次薬物乱用防止五か年戦略」, <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000339984.pdf> (閲覧2019/11/1).
 - 12) 文部科学省, 厚生労働省, 警察庁, 内閣府 (2019)「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」, http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afeldfile/2019/03/08/1344688_1.pdf (閲覧2019/11/1).
 - 13) 勝野真吾 (2009)「大学生を含む青少年の薬物乱用の実態と予防対策」, 『大学と学生』2月号, pp. 6-20.
 - 14) 嶋根卓也ら (2018)「薬物利用に関する全国住民調査」, 平成29年度厚生労働科学研究費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業『薬物乱用・依存状況等のモニタリング調査と薬物依存症者・家族に対する回復支援に関する研究』総括：分担研究報告書. 国立精神・神経医療研究センター, pp. 1-148.
 - 15) 嶋根卓也ら (2019)「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識実態調査」, 平成30年度厚生労働科学研究費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業『薬物乱用・依存状況等のモニタリング調査と薬物依存症者・家族に対する回復支援に関する研究』総括：分担研究報告書. 国立精神・神経医療研究センター, pp. 1-55.
 - 16) 嶋根卓也ら (2019)「薬物使用と生活に関する全国高校生調査」, 令和元年度厚生労働省依存症に関する調査研究事業『わが国の青少年における薬物乱用・依存に関する実態調査およびデータ・アーカイブに関する研究』研究報告書. 国立精神・神経医療研究センター, pp. 1-53.
 - 17) 嶋根卓也ら (2019)「わが国における大麻使用の動向－全国規模の疫学調査の結果から」, 『医学の歩み』271 (11), pp. 1187-1191.
 - 18) 岡田克敏ら (2010)「大学生のリスクテイキング行動－不適切な飲酒・薬物使用・性行動・ギャンブルの実態について－」, 『CAMPUS HEALTH』47 (2), pp. 193-198.
 - 19) 中野智美ら (2011)「大学における薬物乱用防止教育の一試案－大学生を対象とした意識調査結果から－」, 『茨城大学教育実践教育』30, pp. 159-167.
 - 20) 高橋佐和子ら (2013)「医療福祉系A大学での大麻等違法薬物に関する実態調査」, 『CAMPUS HEALTH』50 (2), pp. 197-202.
 - 21) 栗原 久 (2013)「教育系および医療系大学生の薬物乱用に関する認識－作文の記述内容を基にした分析－」, 『東京福祉大学・大学院紀要』4 (1), pp. 55-61.
 - 22) 関西大学, 関西学院大学, 同志社大学, 立命館大学 (2019)「関西四大学「薬物に関する意識調査」集計結果 報告書」, <http://www.kansaiu.ac.jp/global/guide/pressrelease/2019/Nojr6.pdf> (閲覧2019/11/1).
 - 23) 関西大学 (2008)「2008年に判明した薬物事件に関する報告書 (総括)」, http://www.kansai-u.ac.jp/mt/archives/pdf/081219_i_soukatsu.pdf (閲覧2019/11/1).
 - 24) 西南学院大学 (2011)「2010年に発生した大麻事件に関する報告書 (総括)」, <http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/7/files/soukatu.pdf> (閲覧2019/11/1).
 - 25) 早川東作 (2004)「薬物依存から学生を守るために～若者風俗と大学生～」, 『大学と学生』8月号, pp. 61-66.
 - 26) 日本学生支援機構 (2019)「平成30年度外国人留学生

在籍状況調査結果」,

https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2018/_icsFiles/afieldfile/2019/01/16/datah30z1.pdf (閲覧2019/11/1).

- 27) 警察庁 (2019) 「薬物乱用のない社会を」, <https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubutu/nodrug.pdf> (閲覧2019/11/1).
- 28) 長尾啓一 (2009) 「大学での薬物乱用防止に関する危機管理, 危険管理～保健管理の立場から～」, 『大学と学生』 2月号, pp. 21-28.